○上尾伊奈資源循環組合職員定数条例

令和５年４月１日条例第８号

上尾伊奈資源循環組合職員定数条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１３８条第６項、第１７２条第３項及び第２００条第６項並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１２条第９項の規定に基づき、一般職に属する職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

２　次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。

(1)　臨時又は非常勤の職員

(2)　地方公務員法第２８条第２項各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより休職している職員

(3)　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項の規定により、育児休業をしている職員

（定数）

第２条　前条第１項の職員の定数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)　地方自治法第２９２条において準用する同法第１３８条第６項に規定する職員　５人

(2)　地方自治法第２９２条において準用する同法第１７２条第３項に規定する職員　９人

(3)　地方自治法第２９２条において準用する同法第２００条第６項に規定する職員　１人

(4)　地方公務員法第１２条第９項に規定する事務職員　１人

２　前項各号に定める職員の定数のほか、前条第２項第２号及び第３号に掲げる職員の定数は、それぞれ任命権者（地方公務員法第６条第１項の任命権者をいう。次条において同じ。）が必要と認める範囲内において定めることができる。

３　前条第２項第２号に掲げる職員が休職する前の職務に復帰する場合又は同項第３号に掲げる職員が育児休業をする前の職務に復帰する場合は、復帰した日から起算して６月に限り引き続き定数外の職員とすることができ

る。

（職員の定数の配分）

第３条　前条第１項各号に定める職員の定数の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。